
令和4年度
監査結果の概要

令和5年4月
いわき市監査委員

目 次

- ・ 監査制度の概要 P 1
- ・ リスク・アプローチによる監査 P 2
- ・ 監査等の種類と対象 P 3
- ・ 定期監査における調査件数及び指摘件数 P 4
- ・ 意見又は要望とした事項 P 5
- ・ 行政監査 P 6～7
- ・ 財政援助団体等に対する監査 P 8
- ・ 令和4年度監査等実施日程 P 9

監査制度の概要

1 監査委員について

監査委員は、主に、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について監査するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条の規定により設置される機関です。

また、監査委員は、識見を有する者のうちから選任される識見監査委員と、議会の議員から選任される議選監査委員、合わせて4名で構成されており、任期は4年（議員のうちから選任される者にあつては議員の任期）となっています。議選監査委員の定数については、いわき市監査委員条例で2名となっています。

2 監査基準について

いわき市監査基準は、地方自治法等の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査等が適切かつ有効に実施されるために、監査等の目的、計画の策定、実施、報告・意見の提出、報告等の内容・公表及び措置状況の報告等について、監査委員のよるべき基本事項を定めています。

3 監査計画について

監査計画は、いわき市監査基準に基づき、各種の監査、検査等について、効果的、効率的に実施することができるように、毎年度定めています。

内容は、当該年度における監査等の対象、実施方針、実施時期などとなっています。

4 監査結果について

監査の結果については、議長や市長等に対して報告するとともに、市のホームページで公表しています。市長等が監査の結果に基づき講じた措置の内容についても結果と併せて公表しています。

リスク・アプローチによる監査

令和4年度監査計画において、監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査を行うこととしました。

なお、選定した事務は次のとおりです。

事務	主なリスク等
随意契約に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 不適切な内容で契約・ 不適切な価格で契約・ 契約の内容が適切に履行されない
補助金に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 不適切な内容の補助・ 不適切な額の補助・ 補助事業が適切に履行されない
現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 書類の偽造・ 横領・ 現金の紛失
収納に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 過大または過少の入力・ 過大または過少の徴収・ システムによる計算の誤り
他自治体において、リスクが顕在化した事例等	(事情聴取等により識別・評価する)
前回指摘した事項	
その他上記のいずれにも該当しないものでリスクが高いと評価される事項	

監査等の種類と対象

監査等の種類（根拠法令）	令和4年度監査等対象
監査等の範囲	
(1) 定期監査 （法第199条第1項、第4項） 財務に関する事務（収入・支出・契約・財産管理等）及び市の経営に係る事業管理に関する事務	総務部、市民協働部、都市建設部、会計室、支所、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、医療センター ※ 詳細は資料P4
(2) 行政監査 （法第199条第2項） 財務事務以外の一般行政事務	テーマを選定し実施 【歳入歳出外現金について】 ・歳計外科目91件 ※ 詳細は資料P6～7 ・定期監査に併せて実施 ※ 詳細は資料P4の特定事項の主な調査項目に記載
(3) 財政援助団体等に対する監査 （法第199条第7項） ・財政援助団体（市が補助金等の財政的援助を行った団体） ・出資団体（市が資本金等の1/4以上を出資している団体） ・指定管理者として公の施設の管理を行っている団体 以上の団体の出納その他の事務及びそれら団体を所管する市の担当部局の事務	【財政援助団体監査】 ・下市萱区 ・田人里山再生委員会 ・i-step株式会社 ※ 詳細は資料P8
(4) 決算審査 （法第233条第2項、第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項） 一般会計・特別会計に係る決算、基金の運用状況及び公営企業会計に係る決算	・一般会計、特別会計及び基金決算 ・公営企業会計決算
(5) 健全化判断比率等審査 （地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項） 「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称）及び公営企業に関する「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類	・一般会計、特別会計決算 ・公営企業会計決算
(6) 例月現金出納検査 （法235条の2第1項） 会計管理者、公営企業の各事業管理者（下水道事業等については市長）が管理する現金等の毎月の出納	・原則毎月25日に、前月分の現金預金の出納事務を検査 ・一般会計、特別会計等については、財政状況や資金運営の状況を、企業会計については、経営状況を確認し、決算審査につながる検査と位置付けて実施

定期監査における調査件数及び指摘件数

○調査件数:課等単位で調査を行った全ての件数

○指摘件数:類似内容の指摘が複数生じるときは、課等単位で1件に集約

No.	調査項目	調査件数 及び 指摘件数	監査対象部局名							合計	
			総務部	市民協働部	都市建設部	会計室	支所	選挙管理委員会事務局	公平委員会事務局		医療センター
1	収入事務	調査件数	242	1,823	198	0	2,141	0	0	15	4,419
		指摘件数	2	1	2	0	20	0	0	0	25
2	支出事務	調査件数	35	32	19	4	92	16	7	68	273
		指摘件数	2	1	3	0	1	0	0	4	11
3	契約事務	調査件数	11	9	8	1	58	6	0	48	141
		指摘件数	1	0	3	0	2	2	0	4	12
4	財産管理事務	調査件数	6	17	11	2	71	1	1	8	117
		指摘件数	2	0	0	0	2	0	0	1	5
5	特定事項	調査件数	7	7	8	4	12	3	0	12	53
		指摘件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		調査件数	301	1,888	244	11	2,374	26	8	151	5,003
		指摘件数	7	2	8	0	25	2	0	9	53

■No.5.特定事項の主な調査項目

各部等共通	事務処理におけるリスク及びその対策について
総務部	郵便切手等の管理に関する事務について 旅費事務の取扱いについて
市民協働部	中山間地域の課題解決に向けた取組方針の策定事業について いわき震災伝承みらい館の取組みについて
都市建設部	いわき市土地開発公社の今後のあり方について 生活バス路線維持対策補助事業に関する事務について
会計室	立替払について 財務伝票の返戻率について
選挙管理委員会事務局	投票率向上に向けた取組みについて 選挙事務従事者の確保について
医療センター	いわき市病院事業中期経営計画(2021~2024)について 医療センターにおける働き方改革への対応について

※特定事項 ①財務事務において、No.1収入事務からNo.4の財産管理事務のいずれにも該当しない項目
②財務事務以外の一般行政事務を主眼とした項目

意見又は要望とした事項

定期監査の過程で一般行政事務処理等の改善に向けた取組みや検討、事務執行にあたっての提言、提案が必要と認められ、意見又は要望を付した事項については次のとおりです。

No.	意見対象部課等		意見又は要望とする事項
1	総務部	総務課	郵便料金の支払及び郵便切手等の適正な管理体制の確立等について
2	総務部	職員課	職員の旅費支給に関する事務の合理的かつ効率的な執行について
3	支所	小名浜支所 経済土木課	収入金の納入通知に係る事務の適正化について
4	支所	勿来支所 経済土木課	収入金の納入通知に係る事務の適正化について
5	支所	四倉支所 市民課	収入金の納入通知に係る事務の適正化について
6	支所	四倉支所 経済土木課	収入金の納入通知に係る事務の適正化について
7	支所	遠野支所	収入金の納入通知に係る事務の適正化について
8	支所	川前支所	収入金の納入通知に係る事務の適正化について
9	医療センター	施設管理課	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の適用について

■ 行政監査（令和4年9月7日～令和5年2月10日）

1 概要

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の事務の執行について、監査委員が必要と認める場合に行う監査であり、市の事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているか監査する。

2 監査のテーマ

「歳入歳出外現金について」

3 監査の目的

歳入歳出外現金（以下「歳計外現金」という。）の出納及び保管については、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金である歳計現金の出納及び保管の例により行わなければならないとされているが、予算に計上されないため、調定処理等の手続きがなく、更には、議会の予算・決算審議の対象とならないため、所管課等以外のチェック機能が十分に働く機会が少ない。

このため、未納金の管理が適正に行われず、出納に係る事務処理誤りや残高内訳の不明な滞留現金が発生するおそれがある。

監査において、例月現金出納検査では毎月、歳計外現金を含む現金預金の出納状況を検査しているものの、個別具体的な内容や管理状況等については、これまでも監査を行っておらず、その実態が調査・検証されていない状況となっている。

このことから、歳計外現金の保管及び出納等の状況を個別に調査し、適正な事務執行に資することを目的に監査するものである。

4 監査の対象及び調査方法

令和3年度中に歳計外現金の受払い又は残高が生じている所管課等（歳計外科目91件を所管する48課等）に対し、着眼点に基づいた共通の調査票を作成し回答を求めた。

さらに調査票の回答に基づき、現金の出納及び保管を所掌する会計室及び個別調査の対象とした歳計外科目22件を所管する6課等に対し、関係書類により詳細な調査を行うとともに、必要に応じ関係職員への聴取を実施した。

5 監査の結果

調査票による調査及び個別調査を実施した結果、次のとおり改善すべき事項及び検討を要する事項が認められたことから、原因究明と再発防止を徹底し、適正な会計事務の執行が確保されることを望むものである。

(1) 是正改善を要する事項（37件）

① 納入通知に係る起案について（2件）

納入通知書の発行及び送付に係る事務において、起案・決裁が行われず、発行及び相手方へ送付されていた事例が認められた。

② 受入に係る未収金の取扱いについて（1件）

歳計外現金の受入に係る未収金が生じているにもかかわらず、回収に向けた対応が講じられていない事例が認められた。

③ 過誤払金について（1件）

受払いにあたり、受入額に対応する金額を払い出さなければならない歳計外科目において、受入額を超えて、本来、払い出すべきでない相手方に対して払い出している事例が認められた。

④ 受払額の整合について（13件）

令和3年度中の受払いについて、本来の受払いを行うべき歳計外科目とは異なる科目で歳計外現金の受払いを行い、受払額の整合を図るための収入更正等の必要な措置を講じていないため受払額が一致しない事例や、受払額の整合を図るための措置を年度末などに一括で行っている事例、受払額に生じる差額を把握・管理していないため受払額の整合を確認することができない事例などが認められた。

⑤ 残高の確認及び不明金の特定について（20件）

個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。

(2) 意見・要望とする事項（21件）

① 所管課等における個別管理簿及びマニュアル等の整備について（20件）

財務会計システムによる管理が困難な科目においては、それぞれの歳計外現金の出納及び保管の状況に応じた個別管理簿等を整備し、受入状況や払出期日、受払額の整合性、残高の内訳など、歳計外現金の適正な管理を徹底するとともに、業務の健全性や透明性の確保及び業務の効率化を図るため、出納の事務処理や残高確認に関するマニュアルを整備し、組織内において、それらを共有するなどにより、受払いや残高確認に係る適正な事務執行体制を確立されたい。

② 会計室におけるマネジメント機能について（1件）

現金の出納及び保管を所掌する会計室にあつては、歳計外現金の受入れ及び払出しに係る手続や事務処理を整理し、改めて庁内に周知するとともに、歳計外現金の所管課等に対し、個別管理簿等やマニュアルの整備について指導・助言を行い、受払いや残高確認に係る適正な事務執行体制の確立を促進されたい。

また、払出しの審査を行うにあつては、受入額との整合が図られているか等についても確認するとともに、歳計外現金の年度繰越にあつては、残高内訳の管理状況を確認した上で実施するなど、十分なマネジメント機能を発揮されたい。

■ 財政援助団体等に対する監査（令和4年11月7日～令和5年1月20日）

1 概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等の財政的支援を行っている団体に対して、当該団体の事業が補助金等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているか監査する。

2 監査の対象

(1) 下市萱区

- ① 補助金名 いわき市地域集会施設特例整備費補助金
- ② 所管部局 市民協働部 地域振興課

(2) 田人里山再生委員会

- ① 補助金名 いわき市まち・未来創造支援事業補助金
- ② 所管部局 市民協働部 地域振興課

(3) i-step 株式会社

- ① 補助金名 いわき市地域共生社会まちづくり事業補助金
- ② 所管部局 保健福祉部 地域包括ケア推進課

3 監査の対象年度

令和3年度

4 監査の結果

(1) 所管部局について

財政援助団体に対する補助金は、規則等に基づきおおむね適正に交付されていると認められたが、一部に改善を要する事項が認められた。

○ 市民協働部 地域振興課

- ・ 是正改善を要する事項（2件）

補助金の交付事務において、補助金額の算定が適切でない例が認められた。

補助金の交付事務において、前年度決算書等の添付がないまま受理し、交付決定を行っていた。

(2) 財政援助団体について

交付された補助金は、交付の目的及び事業計画に基づきおおむね適正に執行されていると認められた。

令和4年度 監査等実施日程

監査等の種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当	
定期監査	総務部	15			8									1係	
	市民協働部					3			18					1係	
	都市建設部									21			17	1係	
	会計室	15		24										2係	
	支所								18				17	2係	
	選挙管理委員会事務局	15		24										2係	
	公平委員会事務局	15			8									1係	
	医療センター					3			18					2係	
行政監査							7					10		1係	
財政援助団体等監査									7		20			2係	
例月現金 出納検査	一般・特別会計・基金	26	31	28	26	23	27		1	24	26	26	7	23	1係
	企業会計	25-27	30-1	27-29	25-27	22-24	26-28		31-2	22-25	23-27	25-27	6-8	22-24	2係
決算審査	一般・特別会計、基金			30	3									1係	
	企業会計			24	22									2係	
健全化判断比率等審査				30	3									1・2係	